

亘理町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果を次のとおり公表する。

令和2年11月4日

亘理町監査委員 渋谷 憲之

亘理町監査委員 安藤 美重子

記

1 本基準に準拠している旨
亘理町監査基準

2 監査等の種類
地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査等の対象

(1) 監査対象

令和元年度に執行された財政援助団体の中から次の団体を抽出した。

- ① ヒューマンルネサンス株式会社 くまさん保育園逢隈（所管課：子ども未来課）
・私立保育園等運営事業費補助金(保育園運営事業、延長保育事業、地域活動事業)
- ② 特定非営利活動法人亘理いちごっこ わたり家庭保育園いちごっこ（所管課：子ども未来課）
・私立保育園等運営事業費補助金(保育園運営事業、地域活動事業)
- ③ 社会福祉法人 亘理町社会福祉協議会（所管課：福祉課）
・亘理町社会福祉協議会運営補助金
- ④ 亘理町観光協会（所管課：商工観光課）
・亘理町観光協会事業補助金
- ⑤ 荒浜地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
・まちづくり協議会支援事業委託料
- ⑥ 吉田西部地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
・まちづくり協議会支援事業委託料
- ⑦ 吉田東部地区まちづくり協議会（所管課：企画課）
・まちづくり協議会支援事業委託料

(2) 監査の実施場所及び日程

① 実施日程

令和2年10月6日（火）から令和2年10月9日（金）までの4日間

② 実施場所

監査委員室、監査対象団体執務室等

4 監査等の着眼点（評価項目）

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、さらには、所管課による対象団体への指導監督は適正に行われているかを主眼として実施した。

5 監査等の実施内容

当該対象団体の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき説明を聴取するとともに、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査をするなどの方法により実施した。

6 監査等の結果

当該財政的援助等に係る出納その他の事務については、目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は口頭により指導した。